

「親の体罰禁止の法制化」を学び、考える

NPO法人 学校安全全国ネットワーク

第2回公開学習会

日時：2019年9月27日（金）

受付 18:00

開演 18:30～

参加費

会員 700円
一般 1000円

会員学生 200円
学生 500円

会場：早稲田大学文学学術院
36号館（エレベータ5階）582教室
（下記地図）

シンポジストの紹介

体罰について弁護士、記者、SSWr.の専門家お三方を招いてのシンポジウムです。

イチバ ヨリコ
一場 順子さん
（弁護士）

ササキ ヒサシ
佐々木 央さん
（報道記者）

タケムラ ムツコ
竹村 睦子さん
（ソーシャルワーカー）

東京弁護士会子どもの権利と少年法に関する委員会委員
日弁連子どもの権利委員会事務局次長
カリヨン子どもセンター理事
前東京都子どもの権利擁護専門員
東京家庭裁判所家事調停委員

共著 Q&Aヘルプ!子どもの権利110番(民事法研究会)
離婚・離縁事件実務マニュアル(ぎょうせい)
結婚・離婚・親子の法律相談(学陽書房) 等

97年、神戸支局に異動直後に連続児童殺傷事件(いわゆる酒鬼薔薇事件)が発生。メディアの内側からみた記録を「法学セミナー」98年3月号に「神戸事件とマスコミ」のタイトルで寄稿した。99年本社社会部に戻り、文部省担当を経て現在教育班デスク。

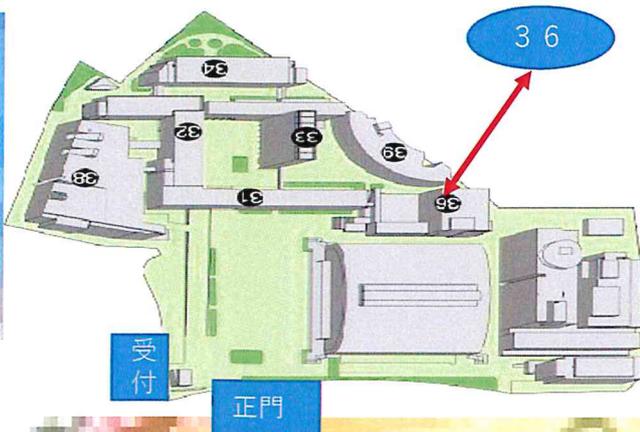
著書 未来なんか見えないー自傷する若者たち
共同通信社(2002,9発売)

SSWr. は2007年に東京シユューレ葛飾中学校と杉並区がスタート。

個人事務所を基盤として活動するソーシャルワーカーです。

以来、世田谷区、町田市に勤務。

現在は、特別支援学校のSSWr. と、2つの自治体のSSWのスーパーバイザーとして活動中。



- ☆ 東京メトロ東西線 「早稲田駅」徒歩5分
- ☆ JR山手線・西武鉄道線 高田馬場駅から 早稲田正門前行バスで「馬場下町」下車

連絡先

NPO法人
学校安全全国ネットワーク
住所 〒102-0071
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビル1706号
南北法律事務所内

TEL 03-3511-5070
FAX 03-3511-5784

<http://gakouanzen-network.com>
E-mail uta@yoko-no-heya.jp

■体罰禁止元年■ 《公開シンポジウム》



「先生、どうにかできませんか？」にどう応えるか

—あらゆる暴力〈体罰・虐待等〉から子どもを守るために—

子どもから「先生、どうにかできませんか？」と問いかけられたら、皆さんだったらどうされますか？子どものSOSにどのように応えていくのか・・・地域として、学校として、そして児相や権利擁護の視点を重ねながら子どもの命を守るためにどのように取り組んでいけば良いのか、皆さんと考えあっていきたいと思います。

千葉県野田市の心愛（みあ・10歳）ちゃんの訴えもむなしく、彼女が書き込んだアンケート（コピー）は虐待している父親に手渡されるなどして、今年1月に虐待死という悲惨な結末となってしまいました。昨年3月の目黒区の結愛ちゃん（5歳）の虐待死に引き続いての事件でした。この間、子どもへの虐待の児相対応件数は、13万3400件にのぼり、急増しています。

これらの子どもたちの不幸な事件に対して、再発防止の世論が後押しし、今国会で、ようやく親による体罰禁止のための児童虐待防止法（および児童福祉法）の改正が行われました。

「児童虐待の防止等に関する法律」（2019年6月26日改正公布）の第14条（親権の行使に関する配慮等）1項では、以下のように規定されています(下線部追加)。

「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」

また、昨年、結愛ちゃん事件を契機として、東京都子供への虐待の防止等に関する条例が今年3月に制定されました。その条例6条では、「**保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。**」と規定されており、「子供の品位を傷つける罰」など精神的な暴力についても規制を図るものとなっています。

このように“親・親権者の体罰法禁元年”にあたり、子どもたちの安全をどのように守っていくか。子どもから助けを求められたらどうするか。私たち一人ひとりが、その向き合い方、今後の展望などについて率直に意見交換し、話し合っていきたいと思います。

2019年7月25日

学校安全全国ネットワーク 代表 喜多 明人

